

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 5 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 22 号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条総務部総務課行政総務担当の項第2号中「編さん及び発行」を「編集及び管理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。